

改正の概要

山口市土木系工事における「週休２日工事」の実施要領（No. 93-1）

- 1 週休２日の取得に要する費用の計上の終了等（森林整備保全事業、港湾工事を除く）
 - （１）週休２日の取得に要する費用の計上を終了する。
 - （２）「月単位」の指定発注をとりやめ、「完全週休２日・月単位・通期」のいずれかに取り組むものとする。
 - （３）契約後の協議の実施や、完了後の「実施工程表」の提出を求めない。ただし、工事成績評定のため、提示は求める。
- 2 港湾工事における補正係数の一部廃止等
 - （１）共通仮設費率、現場管理費率の以外の補正係数を廃止する。
 - （２）起算日の考え方（実施工程表の作成方法）を他の土木系工事と統一する。
- 3 その他
閉庁日に作業を行う場合は、事前に発注者に連絡することを明記する。
- 4 施行期日
この要領は、令和８年１０月１日から施行する。
（経過措置）
この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

山口市土木系工事における「週休２日工事」の実施要領（No.93-1）

新旧対照表	
新：令和８年１０月１日～	旧：令和８年５月１日～令和８年９月３０日
1 趣旨 持続可能な建設産業を構築するためには、建設工事従事者の就労環境を改善することが重要であり、中でも建設現場における休日の確保は、若者や女性をはじめとする担い手の確保・育成を図る上で、喫緊の課題となっている。 <u>このため、建設産業</u>における「週休２日」の実現に向け、週休２日の確保に取り組む工事（以下、「週休２日工事」という。）の実施方法等を定めるものとする。 2 用語の定義 2－1 週休２日工事（現場閉所型） （<u>1</u>）「週休２日工事（現場閉所型）・完全週休２日」とは、対象期間内で連続する全ての週において、現場閉所を土日に指定し、１週間に２日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。 （<u>2</u>）「週休２日工事（現場閉所型）・月単位」とは、対象期間内で連続する全ての４週間（２８日）において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 （3）「週休２日工事（現場閉所型）・通期」とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をい	1 趣旨 持続可能な建設産業を構築するためには、建設工事従事者の就労環境を改善することが重要であり、中でも建設現場における休日の確保は、若者や女性をはじめとする担い手の確保・育成を図る上で、喫緊の課題となっている。 <u>この要領は、土木系工事</u>における「週休２日」の実現に向け、週休２日の確保に取り組む工事（以下、「週休２日工事」という。）の実施方法等を定めるものとする。 2 用語の定義 2－1 週休２日工事（現場閉所型） （<u>1</u>）「週休２日工事（現場閉所型）・月単位」とは、対象期間内で連続する全ての４週間（２８日）において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 （<u>2</u>）「週休２日工事（現場閉所型）・完全週休２日」とは、対象期間内で連続する全ての週において、現場閉所を土日に指定し、１週間に２日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。 （3）「週休２日工事（現場閉所型）・通期」とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をい

新旧対照表	
新：令和８年１０月１日～	旧：令和８年５月１日～令和８年９月３０日
続する全ての４週間（２８日）において、技術者及び技能労働者が交替しながら４週８休以上の休日確保する取組をいう。 （３）「週休２日工事（交替制）・通期」とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら４週８休以上の休日確保する取組をいう。 （４）「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、<u>受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等</u>は含まない。 また、下請企業については施工体制台帳上の工期※^１を基本とする。 ※１ 施工体制台帳上の工期のうち実働期間が分散している場合には、受発注者協議で対象期間を設定するものとする。 （５）「４週８休以上<u>の休日</u>」とは、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合（以下、「休日率」という。）が、２８．５％（８日／２８日）の水準以上に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。	内で連続する全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら１週間に２日以上の日確保する取組をいう。 （３）「週休２日工事（交替制）・通期」とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら４週８休以上の休日確保する取組をいう。 （４）「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、<u>（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）</u>は含まない。 また、下請企業については施工体制台帳上の工期※^１を基本とする。 ※１ 施工体制台帳上の工期のうち実働期間が分散している場合には、受発注者協議で対象期間を設定するものとする。 （５）「４週８休以上_____」とは、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合（以下、「休日率」という。）が、２８．５％（８日／２８日）の水準以上に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。
3 対象工事	3 対象工事

新旧対照表	
新：令和８年１０月１日～	旧：令和８年５月１日～令和８年９月３０日
(略) ４ 発注方式 (１) 発注者指定型の「週休２日工事（現場閉所型）_____」 として発注する。 また、現場閉所が馴染まない工事は、発注者指定型の「週休 ２日工事（交替制）_____」として発注する。<u>ただし、森林 整備保全事業（森林整備保全事業設計積算要領を適用する工事 をいう。以下同じ。）及び港湾工事（港湾土木請負工事積算基 準を適用する工事をいう。以下同じ。）においては、発注者指 定型の「週休２日工事（現場閉所型）・月単位」として発注 し、現場閉所が馴染まない工事は、発注者指定型の「週休２日 工事（交替制）・月単位」として発注する。</u> ＜現場閉所が馴染まない工事の例＞ ・緊急性が高い工事等で休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏 季休暇）に作業が必要な工事 ・連続施工せざるを得ない工事 ・社会的要請により早期完成が望まれる工事 (２) 現場作業着手前に限り、受注者が発注者に協議した<u>上</u> で、_____現場閉所型_____は_____交替制_____ に、_____交替制_____は_____現場閉所型_____ にそれぞれ変更することができる。	(略) ４ 発注方式 (１) 発注者指定型の「週休２日工事（現場閉所型）<u>・月単位</u>」 として発注する。 また、現場閉所が馴染まない工事は、発注者指定型の「週休 ２日工事（交替制）<u>・月単位</u>」として発注する。_____ _____ _____ _____ _____ _____ ＜現場閉所が馴染まない工事の例＞ ・緊急性が高い工事等で休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏 季休暇）に作業が必要な工事 ・連続施工せざるを得ない工事 ・社会的要請により早期完成が望まれる工事 (２) 現場作業着手前に限り、受注者が発注者に協議した<u>うえ</u> で、<u>週休２日工事（現場閉所型）</u>は<u>週休２日工事（交替制）</u> に、<u>週休２日工事（交替制）</u>は<u>週休２日工事（現場閉所型）</u> にそれぞれ変更することができる。

新旧対照表	
新：令和８年１０月１日～	旧：令和８年５月１日～令和８年９月３０日
(３) _____ 現場閉所型・交替制 _____ のいずれも困難な工事は、_____ 週休２日工事の対象としないことができる。 ＜週休２日工事の対象外の例＞ ・災害復旧工事のうち、応急復旧工事（緊急随契を行うような工事） ５ 発注方法 (１) 発注者は、_____ 入札公告に発注方式「週休２日工事（現場閉所型）_____」、「週休２日工事（交替制）_____」のいずれか <u>（森林整備保全事業及び港湾工事は、「週休２日工事（現場閉所型）・月単位」、「週休２日工事（交替制）・月単位」）</u> を記載する。また、施工条件書に週休２日工事の適用について明示する。 (２) 工期の設定にあたっては、「土木工事における適正な工期設定の考え方（山口県土木建築部 <u>技術管理課</u>）」によるものとする。<u>ただし、港湾工事においては、「港湾・空港工事における適正な工期設定の考え方（山口県土木建築部港湾課）」によるものとする。</u> ６ 実施方法 (１) 受注者は、契約後速やかに、_____ <u>完全週休２日、月単位、通期のいずれ</u>	(３) <u>週休２日工事</u>（現場閉所型・交替制）_____ のいずれも困難な工事は、<u>例外的に</u> 週休２日工事の対象としないことができる。 ＜週休２日工事の対象外の例＞ ・災害復旧工事のうち、応急復旧工事（緊急随契を行うような工事） ５ 発注方法 (１) 発注者は、<u>週休２日工事の発注にあたって、</u> 入札公告に発注方式「週休２日工事（現場閉所型） <u>・月単位</u>」、「週休２日工事（交替制） <u>・月単位</u>」のいずれか _____ _____）を記載する。また、施工条件書に週休２日工事の適用について明示する。 (２) 工期の設定にあたっては、「土木工事における適正な工期設定の考え方（山口県土木建築部 _____）」によるものとする。 _____ _____ ６ 実施方法 (１) 受注者は、契約後速やかに、<u>発注者と、週休２日工事の内容として、月単位もしくは完全週休２日 _____ のどちら</u>

新旧対照表	
新：令和８年１０月１日～	旧：令和８年５月１日～令和８年９月３０日
閉所日を同一の週で指定し、１週間に２日間以上の現場閉所を行うものとする。 (４) _____ _____ 工事着手後に、工程の変更理由が以下の１）～５）に示すような受注者の責によらない理由により、工期の延伸が必要となった場合は、適切に工期の変更を行う。 <u>なお、森林整備保全事業及び港湾工事において、受注者は、着手後に履行できないことが判明した場合には、速やかに発注者と協議すること。</u> １）受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合 ２）著しい悪天候<u>や気象状況</u>により「<u>天候等による作業不能日</u>」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合 ３）工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ４）資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合 ５）その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合 7 _____ 確認方法	閉所日を同一の週で指定し、１週間に２日間以上の現場閉所を行うものとする。 (４) <u>着手後に履行できないことが判明した場合には、速やかに発注者と協議すること。</u> <u>なお、</u>工事着手後に、工程の変更理由が以下の１）～５）に示すような受注者の責によらない理由により、工期の延伸が必要となった場合は、適切に工期の変更を行う。 _____ _____ _____ １）受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合 ２）著しい悪天候 _____ により <u>作業不稼働日が多く発生した</u> _____ 場合 _____ 場合 ３）工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ４）資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合 ５）その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合 7 <u>週休２日</u>の確認方法

新旧対照表	
新：令和８年１０月１日～	旧：令和８年５月１日～令和８年９月３０日
(１) 週休２日工事（現場閉所型） 受注者は、工事完了後、現場閉所の状況を確認できる実施工程表（別紙<u>１</u>参照）を監督員に<u>提示（森林整備保全事業及び港湾工事は提出）</u>する。_____ _____ <u>なお、</u>期間は、現場作業着手日から現場作業完了日までとする。 _____ _____ (２) 週休２日工事（交替制） 受注者は、工事完了後、技術者や技能労働者の勤務状況が確認できる実施工程表（別紙<u>１</u>参照）を監督員に<u>提示（森林整備保全事業及び港湾工事は提出）</u>する。_____ _____ <u>なお、</u>期間は、技術者及び技能労働者が従事した期間とする。 _____ _____ <u>(３) 共通事項</u> <u>実施工程表については、同等の内容が確認できる資料であれ</u>	(１) 週休２日工事（現場閉所型） 受注者は、工事完了後、現場閉所の状況を確認できる実施工程表（別紙<u>２</u>参照）を監督員に<u>提出</u>_____ _____する。<u>ただし、同等の内容が確認できる資料であれば指定様式以外でも良い。</u> _____期間は、現場作業着手日から現場作業完了日までとする。 <u>なお、発注者は、書類の作成負担等を考慮し、実施状況に疑義がある場合に限り、受注者に出面表等の根拠資料の提示を求めることができる。</u> (２) 週休２日工事（交替制） 受注者は、工事完了後、技術者や技能労働者の勤務状況が確認できる実施工程表（別紙<u>２</u>参照）を監督員に<u>提出</u>_____ _____する。<u>ただし、同等の内容が確認できる資料であれば指定様式以外でも良い。</u> _____期間は、技術者及び技能労働者が従事した期間とする。 <u>なお、発注者は、書類の作成負担等を考慮し、実施状況に疑義がある場合に限り、受注者に出面表等の根拠資料の提示を求めることができる。</u> <u>(追加)</u>

新旧対照表	
新：令和８年１０月１日～	旧：令和８年５月１日～令和８年９月３０日
<u>ば指定様式以外でも良い。</u> <u>発注者は、書類の作成負担等を考慮し、実施状況に疑義がある場合に限り、受注者に出面表等の根拠資料の提示を求めることができる。</u> ８ 経費の補正方法 <u>経費の補正は行わない。</u> <u>ただし、森林整備保全事業及び港湾工事においては、発注時は、以下各々の月単位の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を設定するものとする。</u> <u>森林整備保全事業においては、受注者が完全週休２日を実施するとした場合において、この達成が確認された場合に、完全週休２日の補正係数を各経費に乗じた上で契約変更を行う。</u> <u>なお、月単位の４週８休に満たないものは補正しないこととし、補正分を減額する契約変更を行う。</u> <u>（１）森林整備保全事業</u> <u>【土木工事】、【機械設備工事】</u> <u><補正係数（週休２日工事（現場閉所型））></u> <u>現場の閉所状況に応じて、それぞれの経費に次の補正係数を乗じる。</u> <u>なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、</u>	８ 経費の補正方法 <u>（追加）</u>

新旧対照表	
新：令和８年１０月１日～	旧：令和８年５月１日～令和８年９月３０日
<u>別表１～２</u>に示す補正係数を乗じるものとする。 <u>[月単位]</u> ・労務費 1. 0 2 ・共通仮設費率 1. 0 1 ・現場管理費率 1. 0 2 <u>[完全週休２日]</u> ・労務費 1. 0 2 ・共通仮設費率 1. 0 2 ・現場管理費率 1. 0 3 <u><補正係数（週休２日工事（交替制）></u> <u>技術者及び技能労働者の休日率に応じて、それぞれの経費に次の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、別表１～２に示す補正係数を乗じるものとする。</u> <u>[月単位]</u> ・労務費 1. 0 2 ・現場管理費率 1. 0 2 <u>[完全週休２日]</u> ・労務費 1. 0 2 ・現場管理費率 1. 0 3 <u>(２) 港湾工事</u>	<u>(追加)</u>

新旧対照表	
新：令和８年１０月１日～	旧：令和８年５月１日～令和８年９月３０日
<u>１）共通仮設費率、現場管理費率</u> <u>それぞれの経費に、次の補正係数を乗じる。</u> <u>・共通仮設費率 １．０２</u> <u>・現場管理費率 １．０３</u> <u>２）その他</u> <u>積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の共通仮設費・現場管理費率の補正は、適用した積算基準の間接費率による。</u> <u>(削除)</u>	<u>(追加)</u> <u>(１)「週休２日工事（現場閉所型）」</u> <u>発注時は、月単位の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を設定するものとする。</u> <u>受注者が完全週休２日を実施するとした場合において、これの達成が確認された場合に、完全週休２日の補正係数を各経費に乗じたうえで契約変更を行う。</u> <u>なお、月単位の４週８休に満たないものは補正しないこととし、補正分を減額する契約変更を行う。</u> <u>(２)「週休２日工事（交替制）」</u> <u>発注時は、月単位の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を設定するものとする。</u> <u>受注者が完全週休２日を実施するとした場合において、こ</u>

新旧対照表	
新：令和８年１０月１日～	旧：令和８年５月１日～令和８年９月３０日
(削除) 9 工事成績評価 (1) ～ (2) (略) (3) 共通事項 <u>提示（森林整備保全事業及び港湾工事は提出）</u> 資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。	<u>れの達成が確認された場合に、完全週休２日の補正係数を各経費に乗じたうえで契約変更を行う。</u> <u>なお、月単位の４週８休に満たないものは補正しないこととし、補正分を減額する契約変更を行う。</u> <u>(3) 共通事項</u> <u>補正係数は別紙のとおり。</u> 9 工事成績評価 (1) ～ (2) (略) (3) 共通事項 <u>提出</u> _____ 資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。
10 工事標示板 <u> </u> 受注者は、週休２日に取り組んでいることを、工事標示板に明記するものとする。	10 工事標示板 <u>週休２日工事の</u> 受注者は、週休２日に取り組んでいることを、工事標示板に明記するものとする。

新：令和8年10月1日～

(削除)

なお、月単位の4週8休に満たないものは補正しないこととし、補正分を減額する契約変更を行う。

(3) 共通事項

9 工事成績評定

$$(1) \sim (2)$$

(略)

(3) 共通事項

提示（森林整備保全事業及び港湾工事は提出） 資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

10 工事標示板

_____受注者は、週休2日に取り組んでいることを、工事標示板に明記するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和８年１０月１日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、入札公告又は指名通知を行った入札については、
なお従前の例による。

新旧対照表	
新：令和８年１０月１日～	旧：令和８年５月１日～令和８年９月３０日
(削除)	別紙 【土木工事】、【機械設備工事】 ＜補正係数（週休２日工事（現場閉所型））＞ 現場の閉所状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。 なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、別表１～３に示す補正係数を乗じるものとする。 [月単位] ・労務費 １．０２ ・共通仮設費率 １．０１ ・現場管理費率 １．０２ [完全週休２日] ・労務費 １．０２ ・共通仮設費率 １．０２ ・現場管理費率 １．０３ ただし、土地改良事業等については、現場の閉所状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。 なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、別表４～６に示す補正係数を乗じるものとする。 [月単位] ・労務費 １．０２

新旧対照表	
新：令和８年１０月１日～	旧：令和８年５月１日～令和８年９月３０日
(削除)	・ 共通仮設費率 1. 0 4 ・ 現場管理費率 1. 0 5 [完全週休２日] ・ 労務費 1. 0 2 ・ 共通仮設費率 1. 0 5 ・ 現場管理費率 1. 0 6 また、森林整備保全事業等については、現場の閉所状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。 なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、別表７～８に示す補正係数を乗じるものとする。 [月単位] ・ 労務費 1. 0 2 ・ 共通仮設費率 1. 0 1 ・ 現場管理費率 1. 0 2 [完全週休２日] ・ 労務費 1. 0 2 ・ 共通仮設費率 1. 0 2 ・ 現場管理費率 1. 0 3 <補正係数（週休２日工事（交替制）>

新旧対照表	
新：令和８年１０月１日～	旧：令和８年５月１日～令和８年９月３０日
(削除)	技術者及び技能労働者の休日率に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。 なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、別表１～３に示す補正係数を乗じるものとする。 [月単位] ・労務費 １．０２ ・現場管理費率 １．０２ [完全週休２日] ・労務費 １．０２ ・現場管理費率 １．０３ ただし、土地改良事業等については、技術者及び技能労働者の休日率に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、別表４～６に示す補正係数を乗じるものとする。 [月単位] ・労務費 １．０２ ・現場管理費率 １．０２ [完全週休２日] ・労務費 １．０２ ・現場管理費率 １．０３

新旧対照表	
新：令和８年１０月１日～	旧：令和８年５月１日～令和８年９月３０日
(削除)	また、森林整備保全事業等については、技術者及び技能労働者の休日率に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。 なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、別表７～８に示す補正係数を乗じるものとする。 [月単位] ・労務費 1. 0 2 ・現場管理費率 1. 0 2 [完全週休２日] ・労務費 1. 0 2 ・現場管理費率 1. 0 3 【港湾工事】 別紙「港湾工事における週休２日工事の補正方法等の取扱いについて」による。 (注１) 適用する積算基準により補正する経費対象が異なる場合 ○積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種の間接工事費率を適用する。

新旧対照表					
新：令和８年１０月１日～		旧：令和８年５月１日～令和８年９月３０日			
(削除)		別表 1			
		市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数			
		名称	区分	補正係数	
				現場閉所	
				交替制	
				月単位	完全週休 ２日
				月単位	完全週休 ２日
		鉄筋工		1.02	1.02
		ガス圧接工		1.01	1.01
		インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
			撤去	1.02	1.02
		防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
			撤去	1.02	1.02
		防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
			撤去	1.02	1.02
		防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
			撤去	1.02	1.02
		防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
		防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
		道路標識設置工	設置	1.00	1.00
			撤去・移設	1.01	1.01
		道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
			撤去	1.02	1.02
		法面工		1.01	1.01
		吹付砕工		1.01	1.01
		鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01
		道路植栽工		1.02	1.02
		公園植栽工		1.02	1.02
		橋梁用伸縮接手装置設置工		1.01	1.01
		橋梁用埋設型伸縮接手装置設置工		1.02	1.02
		橋面防水工		1.01	1.01
		薄層カラー舗装工		1.00	1.00
		グルーピング工		1.00	1.00
		軟弱地盤処理工		1.01	1.01
		コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01

新旧対照表					
新：令和８年１０月１日～		旧：令和８年５月１日～令和８年９月３０日			
(削除)		別表 2			
		土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数			
名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休 ２日	月単位	完全週休 ２日
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表層被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.02	1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00

新旧対照表						
新：令和８年１０月１日～			旧：令和８年５月１日～令和８年９月３０日			
(削除)			侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02
			支承金属溶射工		1.02	1.02
			耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02
			フレア溶接工		1.02	1.02
			H型ボラード設置工		1.01	1.01
			橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
				作業車	1.02	1.02

新旧対照表																																																																															
新：令和８年１０月１日～			旧：令和８年５月１日～令和８年９月３０日																																																																												
(削除)			別表 3																																																																												
			市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（下水道工事）																																																																												
			<table><tr><th rowspan="3">名称</th><th rowspan="3">規格・仕様</th><th colspan="4">補正係数</th></tr><tr><th colspan="2">現場閉所</th><th colspan="2">交替制</th></tr><tr><th>月単位</th><th>完全週休 ２日</th><th>月単位</th><th>完全週休 ２日</th></tr><tr><td>硬質塩化ビニル管設置工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td>リブ付硬質塩化ビニル管設置工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td>砂基礎工</td><td>人力施工</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>砂基礎工</td><td>機械施工</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>碎石基礎工</td><td>人力施工</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>碎石基礎工</td><td>機械施工</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>組立マンホール設置工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td>小型マンホール工</td><td></td><td>1.00</td><td>1.00</td><td>1.00</td><td>1.00</td></tr><tr><td>取付管およびます設置工</td><td>ます設置工</td><td>1.00</td><td>1.00</td><td>1.00</td><td>1.00</td></tr><tr><td>取付管およびます設置工</td><td>取付管布設及び 支管取付工</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr></table>			名称	規格・仕様	補正係数				現場閉所		交替制		月単位	完全週休 ２日	月単位	完全週休 ２日	硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01	リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01	砂基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02	砂基礎工	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02	碎石基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02	碎石基礎工	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02	組立マンホール設置工		1.01	1.01	1.01	1.01	小型マンホール工		1.00	1.00	1.00	1.00	取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00	1.00	1.00	取付管およびます設置工	取付管布設及び 支管取付工	1.01	1.01	1.01	1.01
			名称	規格・仕様	補正係数																																																																										
					現場閉所			交替制																																																																							
					月単位	完全週休 ２日	月単位	完全週休 ２日																																																																							
			硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01																																																																							
			リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01																																																																							
			砂基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02																																																																							
			砂基礎工	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02																																																																							
			碎石基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02																																																																							
			碎石基礎工	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02																																																																							
組立マンホール設置工		1.01	1.01	1.01	1.01																																																																										
小型マンホール工		1.00	1.00	1.00	1.00																																																																										
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00	1.00	1.00																																																																										
取付管およびます設置工	取付管布設及び 支管取付工	1.01	1.01	1.01	1.01																																																																										

新旧対照表						
新：令和８年１０月１日～		旧：令和８年５月１日～令和８年９月３０日				
(削除)	別表 4					
	市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（土地改良事業等）					
	名称	区分	補正係数			
			現場閉所		交替制	
	月単位	完全週休 ２日	月単位	完全週休 ２日		
	鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
	ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
	インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
		撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
	防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
		撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
	防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
		撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
		撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
	防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
	防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
	道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
		撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
	道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
		撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
	法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
	吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01
	鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
	道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
	公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮接手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01	
橋梁用埋設型伸縮接手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02	
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01	
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00	
グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00	
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01	
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01	

新旧対照表																																																																																																																																																																																															
新：令和８年１０月１日～			旧：令和８年５月１日～令和８年９月３０日																																																																																																																																																																																												
(削除)			別表 5																																																																																																																																																																																												
			土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（土地改良事業等）																																																																																																																																																																																												
			<table><tr><th rowspan="3">名称</th><th rowspan="3">区分</th><th colspan="4">補正係数</th></tr><tr><th colspan="2">現場閉所</th><th colspan="2">交替制</th></tr><tr><th>月単位</th><th>完全週休 ２日</th><th>月単位</th><th>完全週休 ２日</th></tr><tr><td>区画線工</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>高視認性区画線工</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>橋梁塗装工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td rowspan="2">構造物とりこわし工</td><td>機械</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td>人力</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>コンクリートブロック積工</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>排水構造物工</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>鋼製排水溝設置工</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td rowspan="2">表層被覆工 （コンクリート保護塗装）</td><td>固定足場</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td>高所作業車</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td rowspan="2">表面含浸工</td><td>固定足場</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>高所作業車</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td rowspan="2">連続繊維シート補強工</td><td>固定足場</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>高所作業車</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td rowspan="2">剥落防止工 （アラミドメッシュ）</td><td>固定足場</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>高所作業車</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td rowspan="2">漏水対策材設置工</td><td>固定足場</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>高所作業車</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>防草シート設置工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td rowspan="2">紫外線硬化型 FRP シート設置工 （ポリエステル樹脂）</td><td>固定足場</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td>高所作業車</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td>塗膜除去工</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>バキュームブラスト工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td rowspan="2">道路反射鏡設置工</td><td>設置</td><td>1.00</td><td>1.00</td><td>1.00</td><td>1.00</td></tr><tr><td>撤去</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>機械式継手工</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>抵抗板付鋼製杭基礎工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td>ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発 目地設置工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td>FRP 製格子状パネル設置工</td><td></td><td>1.00</td><td>1.00</td><td>1.00</td><td>1.00</td></tr></table>			名称	区分	補正係数				現場閉所		交替制		月単位	完全週休 ２日	月単位	完全週休 ２日	区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02	高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02	橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01	構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01	人力	1.02	1.02	1.02	1.02	コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02	排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02	鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02	表層被覆工 （コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01	表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02	連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02	剥落防止工 （アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02	漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02	防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01	紫外線硬化型 FRP シート設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01	塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02	バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01	道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02	仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.02	1.02	1.02	機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02	抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01	ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発 目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01	FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
名称	区分	補正係数																																																																																																																																																																																													
		現場閉所		交替制																																																																																																																																																																																											
		月単位	完全週休 ２日	月単位	完全週休 ２日																																																																																																																																																																																										
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02																																																																																																																																																																																										
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02																																																																																																																																																																																										
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01																																																																																																																																																																																										
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01																																																																																																																																																																																										
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02																																																																																																																																																																																										
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02																																																																																																																																																																																										
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02																																																																																																																																																																																										
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02																																																																																																																																																																																										
表層被覆工 （コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01																																																																																																																																																																																										
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01																																																																																																																																																																																										
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02																																																																																																																																																																																										
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02																																																																																																																																																																																										
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02																																																																																																																																																																																										
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02																																																																																																																																																																																										
剥落防止工 （アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02																																																																																																																																																																																										
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02																																																																																																																																																																																										
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02																																																																																																																																																																																										
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02																																																																																																																																																																																										
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01																																																																																																																																																																																										
紫外線硬化型 FRP シート設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01																																																																																																																																																																																										
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01																																																																																																																																																																																										
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02																																																																																																																																																																																										
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01																																																																																																																																																																																										
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00																																																																																																																																																																																										
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02																																																																																																																																																																																										
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.02	1.02	1.02																																																																																																																																																																																										
機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02																																																																																																																																																																																										
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01																																																																																																																																																																																										
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発 目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01																																																																																																																																																																																										
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00																																																																																																																																																																																										

新旧対照表						
新：令和８年１０月１日～			旧：令和８年５月１日～令和８年９月３０日			
(削除)			侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02
			支承金属溶射工		1.02	1.02
			耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02
			フレア溶接工		1.02	1.02
			H型ボラード設置工		1.01	1.01
			橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
				作業車	1.02	1.02

新旧対照表								
新：令和８年１０月１日～			旧：令和８年５月１日～令和８年９月３０日					
(削除)			別表 6					
			市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（土地改良事業等・下水道工事）					
			補正係数					
			現場閉所		交替制			
			月単位	完全週休 ２日	月単位	完全週休 ２日		
			硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
			リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
			砂基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
			砂基礎工	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02
			砕石基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
			砕石基礎工	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02
			組立マンホール設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00	1.00	1.00			
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00	1.00	1.00			
取付管およびます設置工	取付管布設及び 支管取付工	1.01	1.01	1.01	1.01			

新旧対照表

新：令和８年１０月１日～

旧：令和８年５月１日～令和８年９月３０日

別表 1

市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（森林整備保全事業）

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休 ２日	月単位	完全週休 ２日
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮接手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮接手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

別表 7

市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（森林整備保全事業等）

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休 ２日	月単位	完全週休 ２日
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮接手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮接手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

新旧対照表

新：令和８年１０月１日～

旧：令和８年５月１日～令和８年９月３０日

別表 2

土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（森林整備保全事業）

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休 ２日	月単位	完全週休 ２日
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02	1.02	1.02

別表 8

土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（森林整備保全事業等）

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休 ２日	月単位	完全週休 ２日
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02	1.02	1.02

新旧対照表	
新：令和８年１０月１日～	旧：令和８年５月１日～令和８年９月３０日
(削除)	別紙 港湾工事における「週休２日工事」の補正方法等の取扱いについて 港湾工事については、以下に示すとおり、取り扱うものとする。 １ 対象期間（別表－１参照） （１）起算日は、現場作業着手日以降の最初の土曜日又は月曜日とする。 （２）現場閉所の確認は、起算日から完成通知書提出日２週間前の時点で単位期間が確保できる期間を対象とする。 （３）工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は対象外とする。 ２ 用語の定義 （１）単位期間（別表－１参照） 土曜日を起算日とし、４週目の金曜日までの連続する４週間（２８日）、又は、月曜日を起算日とし、４週目の日曜日までの連続する４週間（２８日）をいう。 （２）４週８休以上（別表－２参照） 各単位期間において、８日以上現場閉所があることをいう。 なお、期間内に祝日、夏期休暇（土日を除く３日間）、年末年始休暇（土日を含む６日間）が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の現場閉所があること。 ３ 補正方法等 山口県設計標準歩掛表（港湾編）を適用する工事の労務単価等については、次の方法により補正するものとする。 （１）労務単価 積算において使用している職種の労務単価に補正係数１．０２を乗じる。 （小数第１位四捨五入） （２）共通仮設費率、現場管理費率 それぞれの経費に、次の補正係数を乗じる。 ・共通仮設費率 １．０２ ・現場管理費率 １．０３ （３）市場単価 次の算式による。なお、４週８休以上を確保できた場合における工種毎の補正係数については次表によること。 補正後市場単価＝標準市場単価×週休２日補正×施工規模等補正

新旧対照表																																																																																																																	
新：令和８年１０月１日～	旧：令和８年５月１日～令和８年９月３０日																																																																																																																
(削除)	※端数処理については、週休２日補正、施工規模等補正の順に、各補正毎に小数第１位以下切捨てとする。 表－市場単価の補正係数（港湾工事） <table><tr><th colspan="2">工種</th><th>補正係数</th><th colspan="2">工種</th><th>補正係数</th></tr><tr><td>1</td><td>底面工</td><td>1.01</td><td>17</td><td>車止撤去</td><td>1.02</td></tr><tr><td>2</td><td>マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）</td><td>1.00</td><td>18</td><td>電気防食取付</td><td>1.02</td></tr><tr><td>3</td><td>支保工</td><td>1.02</td><td>19</td><td>防砂目地板取付工（陸上施工）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>4</td><td>足場工</td><td>1.01</td><td>20</td><td>防砂目地板取付工（水中施工）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>5</td><td>鉄筋工</td><td>1.02</td><td>21</td><td>吸出し防止工（陸上施工・海上施工）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>6</td><td>吊鉄筋工</td><td>1.02</td><td>22</td><td>港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）</td><td>1.01</td></tr><tr><td>7</td><td>型枠工</td><td>1.02</td><td>23</td><td>ベトロラタム被覆</td><td>1.02</td></tr><tr><td rowspan="2">8</td><td>コンクリート打設工（ポンプ車打設）</td><td>1.02</td><td>24</td><td>現場鋼材溶接工・切断工（陸上施工・海上施工）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）</td><td>1.02</td><td>25</td><td>現場鋼材溶接・切断工（水中施工）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>9</td><td>止水板工</td><td>1.02</td><td>26</td><td>かき落とし工</td><td>1.02</td></tr><tr><td>10</td><td>上蓋工</td><td>1.02</td><td>27</td><td>汚濁防止膜設置・撤去・移設</td><td>1.01</td></tr><tr><td>11</td><td>伸縮目地工</td><td>1.01</td><td>28</td><td>汚濁防止膜枠設置・撤去</td><td>1.01</td></tr><tr><td>12</td><td>係船柱取付</td><td>1.02</td><td>29</td><td>灯浮標設置・撤去</td><td>1.01</td></tr><tr><td>13</td><td>防舷材取付</td><td>1.02</td><td>30</td><td>汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）</td><td>1.00</td></tr><tr><td>14</td><td>車止・縁金物取付</td><td>1.02</td><td></td><td>汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>15</td><td>係船柱撤去</td><td>1.02</td><td rowspan="2">31</td><td>異形ブロック製作 型枠工</td><td>1.02</td></tr><tr><td>16</td><td>防舷材撤去</td><td>1.02</td><td>異形ブロック製作 コンクリート打設工</td><td>1.02</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>異形ブロック製作 給熱養生</td><td>1.01</td></tr></table> （４）その他 工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は、労務費補正の対象としない。 また、工場製作についても、労務費補正の対象としない。 なお、積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の共通仮設費・現場管理費率の補正は、適用した積算基準の間接費率による。	工種		補正係数	工種		補正係数	1	底面工	1.01	17	車止撤去	1.02	2	マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.00	18	電気防食取付	1.02	3	支保工	1.02	19	防砂目地板取付工（陸上施工）	1.02	4	足場工	1.01	20	防砂目地板取付工（水中施工）	1.02	5	鉄筋工	1.02	21	吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.02	6	吊鉄筋工	1.02	22	港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.01	7	型枠工	1.02	23	ベトロラタム被覆	1.02	8	コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.02	24	現場鋼材溶接工・切断工（陸上施工・海上施工）	1.02	コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.02	25	現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.02	9	止水板工	1.02	26	かき落とし工	1.02	10	上蓋工	1.02	27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.01	11	伸縮目地工	1.01	28	汚濁防止膜枠設置・撤去	1.01	12	係船柱取付	1.02	29	灯浮標設置・撤去	1.01	13	防舷材取付	1.02	30	汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.00	14	車止・縁金物取付	1.02		汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.02	15	係船柱撤去	1.02	31	異形ブロック製作 型枠工	1.02	16	防舷材撤去	1.02	異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.02					異形ブロック製作 給熱養生	1.01
工種		補正係数	工種		補正係数																																																																																																												
1	底面工	1.01	17	車止撤去	1.02																																																																																																												
2	マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.00	18	電気防食取付	1.02																																																																																																												
3	支保工	1.02	19	防砂目地板取付工（陸上施工）	1.02																																																																																																												
4	足場工	1.01	20	防砂目地板取付工（水中施工）	1.02																																																																																																												
5	鉄筋工	1.02	21	吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.02																																																																																																												
6	吊鉄筋工	1.02	22	港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.01																																																																																																												
7	型枠工	1.02	23	ベトロラタム被覆	1.02																																																																																																												
8	コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.02	24	現場鋼材溶接工・切断工（陸上施工・海上施工）	1.02																																																																																																												
	コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.02	25	現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.02																																																																																																												
9	止水板工	1.02	26	かき落とし工	1.02																																																																																																												
10	上蓋工	1.02	27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.01																																																																																																												
11	伸縮目地工	1.01	28	汚濁防止膜枠設置・撤去	1.01																																																																																																												
12	係船柱取付	1.02	29	灯浮標設置・撤去	1.01																																																																																																												
13	防舷材取付	1.02	30	汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.00																																																																																																												
14	車止・縁金物取付	1.02		汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.02																																																																																																												
15	係船柱撤去	1.02	31	異形ブロック製作 型枠工	1.02																																																																																																												
16	防舷材撤去	1.02		異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.02																																																																																																												
				異形ブロック製作 給熱養生	1.01																																																																																																												

新旧対照表

新：令和8年10月1日～

旧：令和8年5月1日～令和8年9月30日

(削除)

別表-2 4週8休以上、達成・未達成の確認例（港湾工事）

単位期間

例1) 対象期間内に祝日がない場合

○4週8休以上、達成の例

	土	日	月	火	水	木	金	
1週目								
2週目								
3週目		休日作業		休日の振替				1期間目
4週目								
5週目								
6週目								2期間目
7週目								
8週目								

1期間目：日曜日に休日作業を行い、同じ単位期間内に休日の振替を取っているため、達成

○4週8休以上、未達成の例

	土	日	月	火	水	木	金	
1週目								
2週目								
3週目		休日作業						1期間目
4週目								
5週目				休日の振替				
6週目								2期間目
7週目								
8週目								

1期間目：日曜日に休日作業を行い振替を取っているが、同じ単位期間内でないため、未達成

例2) 対象期間内に祝日がある場合

○4週8休以上、達成の例

	土	日	月	火	水	木	金	
1週目								
2週目		祝日	振替休日					1期間目
3週目								
4週目								
5週目	祝日							2期間目
6週目								
7週目								
8週目								

1期間目：期間内に「祝日の振替休日」が1日あるため、9日以上現場開所して達成
2期間目：期間内の祝日が土曜日（週休日）であるため、8日以上現場開所して達成

例3) 対象期間内に年末年始がある場合（R1.12～R2.1の例）

○4週8休以上、達成の例

	土	日	月	火	水	木	金	
1週目								
2週目								
3週目								
4週目								
5週目		12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	1期間目
6週目								
7週目								2期間目
8週目								

2期間目：期間内に年末年始（12/29～1/3）を含むため、13日以上現場開所して達成

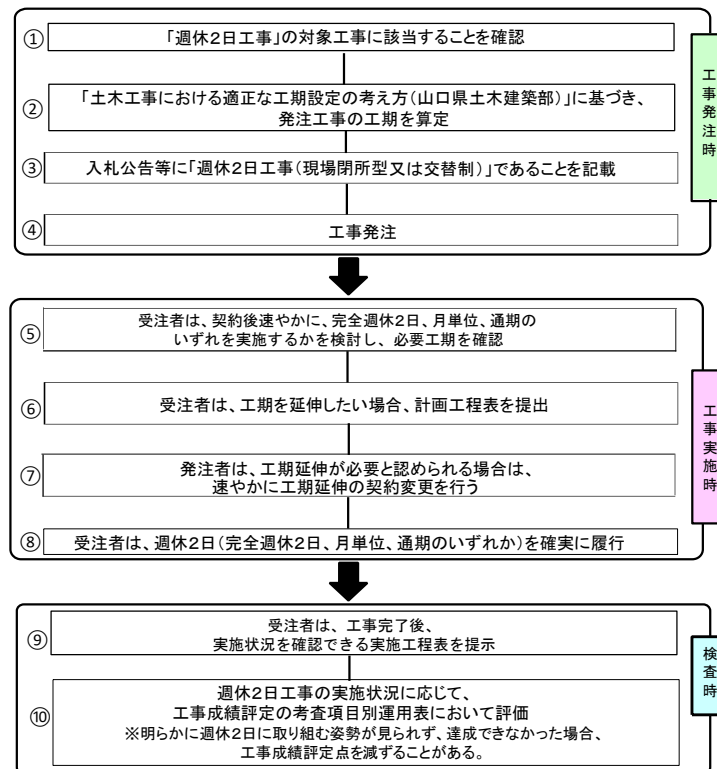
新旧対照表

新：令和8年10月1日～

旧：令和8年5月1日～令和8年9月30日

【別紙2-1】

週休2日工事の発注から工事完成までの実施フロー
【土木工事の場合】



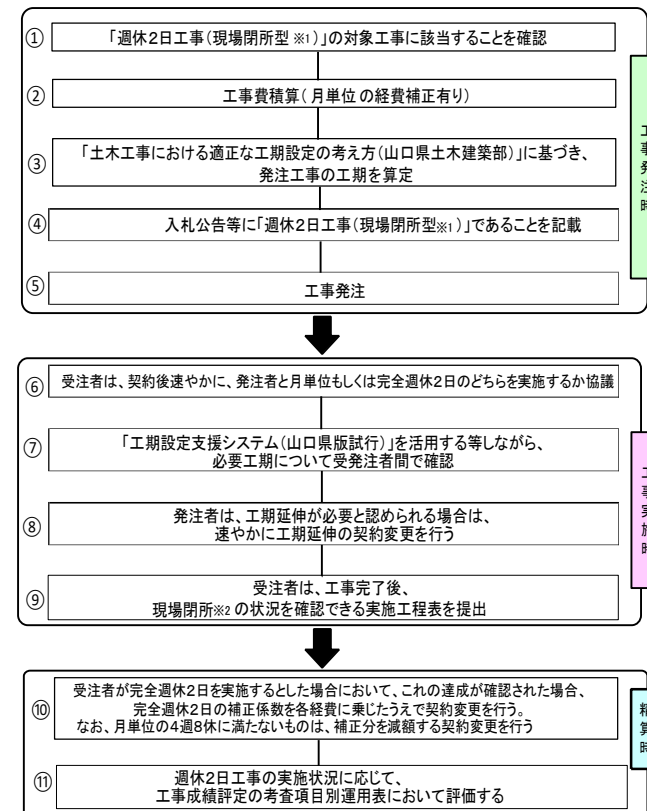
【別紙1】

週休2日工事(現場閉所型)の発注から工事完成までの実施フロー

週休2日工事(交替制)の場合は、※1※2のとおり読み替えること。

※1 「現場閉所型」を「交替制」

※2 「現場閉所」を「技術者や技能労働者の勤務」



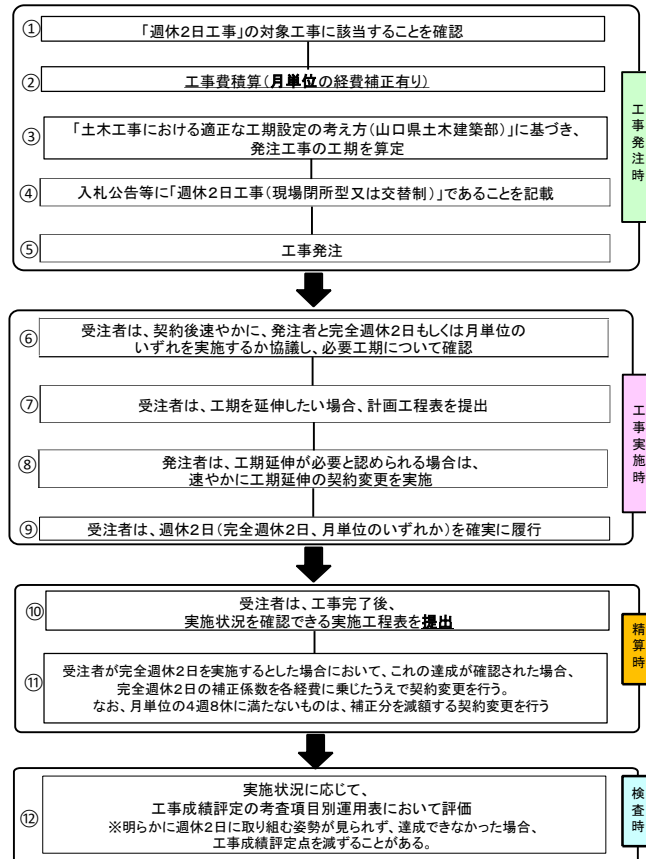
新旧対照表

新：令和8年10月1日～

旧：令和8年5月1日～令和8年9月30日

【別紙2-2】

週休2日工事の発注から工事完成までの実施フロー
【森林整備保全事業の場合】



(追加)

新旧対照表	
新：令和8年10月1日～	旧：令和8年5月1日～令和8年9月30日
【別紙2-3】 週休2日工事の発注から工事完成までの実施フロー 【港湾工事の場合】 <pre> graph TD subgraph 発注時 [工事発注時] 1[① 「週休2日工事」の対象工事に該当することを確認] --> 2[② 工事費積算(月単位の経費補正有り)] 2 --> 3[③ 「港湾・空港工事における適正な工期設定の考え方(山口県土木建築部)」に基づき、発注工事の工期を算定] 3 --> 4[④ 入札公告等に「週休2日工事(現場閉鎖型又は交替制)」であることを記載] 4 --> 5[⑤ 工事発注] end subgraph 実施時 [工事実施時] 6[⑥ 受注者は、契約後速やかに、完全週休2日、月単位、通期のいずれを実施するかを検討の上、発注者に報告し、必要工期を確認] --> 7[⑦ 受注者は、工期を延伸したい場合、計画工程表を提出] 7 --> 8[⑧ 発注者は、工期延伸が必要と認められる場合は、速やかに工期延伸の契約変更を実施] 8 --> 9[⑨ 受注者は、週休2日(完全週休2日、月単位、通期のいずれか)を確実に履行] end subgraph 精算時 [精算時] 10[⑩ 受注者は、工事完了後、実施状況を確認できる実施工程表を提出] --> 11[⑪ 発注者は、実施状況を確認の上、必要に応じて経費の補正係数を変更し、契約変更を行う。] end subgraph 検査時 [検査時] 12[⑫ 実施状況に応じて、工事成績評定の審査項目別運用表において評価 ※明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られず、達成できなかった場合、工事成績評定点を減ずることがある。] end 5 --> 6 9 --> 10 11 --> 12 </pre>	(追加)